

所沢地区救急医療対策協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 所沢地区（所沢市、狭山市及び入間市）における救急医療体制の円滑な運営及び関係機関との連絡調整等、救急医療に関する諸問題を協議するため、所沢地区救急医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 第二次救急医療体制の整備、運営に関すること。
- (2) その他救急医療に関すること。

（構成員）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、協議のため特に必要がある場合はその者の指名する者を委員とすることができる。

- (1) 市長
- (2) 医師会長
- (3) 第三次救急病院の管理者
- (4) 周産期母子医療センターの管理者
- (5) 地域医療支援病院の管理者
- (6) 小児救急医療支援病院事業参加病院の管理者
- (7) 所沢市市民医療センターの管理者
- (8) 消防長
- (9) 保健所長

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の議事は、過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 委員がやむを得ず協議会を欠席する場合には、当該委員は代理の者を指名して協議会に出席させることができる。
- 4 前項の規定により、協議会に出席した代理の者については、委員とみなす。
- 5 協議会の議事に関して、広く周知を図り又は意見を聴く必要がある場合は、

説明会や公聴会を開催することができる。

(専門部会)

- 第 6 条 協議会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会には、必要に応じて関係者を出席させることができる。
 - 3 専門部会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 7 条 協議会の事務局は、所沢地区を所管する保健所に置く。

(協議会の開催回数)

第 8 条 協議会は、原則として年 1 回開催とする。ただし、特別に協議すべき議題がある時は、開催回数を追加することができる。

(協議会の公開)

第 9 条 協議会は公開とする。ただし、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事運営)

第 10 条 議長は、会議において委員全員が発言できるよう配慮した議事運営を行うものとする。

- 2 事務局は、必要に応じ事前に、委員への意見聴取、現場の状況や取組の発表依頼を行い、会議当日の議長の議事運営を補佐する。
- 3 事務局は、資料のペーパレス化及びWEB 方式での会議開催に努めるものとする。

(資料等のホームページでの公表)

第 11 条 事務局は、会議の資料を会議開催後 3 日以内に埼玉県ホームページで公表する。

- 2 事務局は、会議の議事概要を資料公開後速やかに埼玉県ホームページで公表する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定による委員の選任及び第 7 条の規定による会議の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。